

ちょっと待って!

その領収書、捨てないで!
高校生の医療費を助成します

☎ 市民環境課
4967
TEL 22-6827

市では、高校生の保護者に山県まちづくり振興券で医療費を助成します。助成を希望する場合、申請が必要になりますので、受付期間中に申請してください。

なお、対象者には6月下旬に案内を郵送しています。詳しくは、市HPをご覧ください。

▼助成対象医療費

保護者が市内に住所を有する期間に支払った、高校生などのお子さんの医療費の自己負担分。※下の表を参照

▼受付期間

令和3年1月4日(月)～2月15日(月)

8時30分～17時15分

※土・日・祝日は除く

※夜間窓口開設日 1月25日(月)

17時15分～21時

※休日窓口開設日 1月10日(日)、2月14日(日) 9時～正午

▼申請場所 市民環境課②番窓口

▼提出書類

- ・申請書・医療費明細書
- ・医療費領収書(原本)
- ・学生証・保険証・印鑑など

令和2年度年齢別助成対象一覧表

令和2年4月1日現在

令和2年度	生年月日	助成対象の領収書	助成対象の医療費
高校1年生	H16.4.2生～H17.4.1生	R2.4.1～R2.12.31 高校生入学からのもの	・入院・外来、調剤、補装具、接骨院の自己負担分(保険対象分) ※文書料、予防接種、食事代、差額ベッド代は除く。 ※スポーツ振興センターや高額療養費給付などで健康組合等から補てんを受けた部分は対象外。
高校2年生	H15.4.2生～H16.4.1生	R2.1.1～R2.12.31	
高校3年生	H14.4.2生～H15.4.1生		
卒業生	H13.4.2生～H14.4.1生	R2.1.1～R2.3.31 高校生卒業までのもの	

※令和元年度に高校生だった人のH31.1.1からR1.12.31までの助成対象の領収書も受け付けします。

※助成対象の医療費の合計金額が1,000円未満は対象外です。(1,000円単位)

福祉医療費助成制度のご案内

☎ 市民環境課 TEL22-6827 ☎ 1008

次の対象者に医療費の助成を行っています。制度の利用には申請が必要で、受付・審査をした後、該当する受給者証を交付します。また、住所、氏名、健康保険証が変更になったときは、受給者証、印鑑、保険証をお持ちのうえ手続きしてください。

▶助成方法

- ・県内医療機関 保険証と一緒に受給者証を医療機関で提示してください。
- ・県外医療機関 自己負担分をいったん医療機関で支払い、後日、市民環境課、各支所で払い戻しの手続きをしてください。

名 称	対 象 者	受給者証	所得制限	助成額	対象医療
子ども医療費	0歳～小学校就学前までの子	乳幼児	なし	保険診療の自己負担分の全額	入院・外来
	小学校1年生から中学校3年生までの子	子ども			
母子家庭等医療費	・18歳到達後の年度末までの子を養育している配偶者のいない母とその子 ・父母のいない18歳未満の子	母子家庭等	あり		
父子家庭医療費	18歳到達後の年度末までの子を養育している配偶者のいない父とその子	父子家庭			
重度心身障害者医療費	・身体障害者手帳(1～3級)所持者 ・療育手帳(A1、A2、B1)所持者 ・精神保健福祉手帳(1、2級)所持者 ・戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)の交付を受け、かつ、身体障害者手帳4級所持者	重度			

重度受給者証の更新

現在交付している重度の福祉医療費受給者証の有効期限は9月30日までです。

所得審査後、9月中旬に該当者に案内通知書を郵送しますので手続きをお願いします。

▼受付期間

9月15日(火)～30日(水)

※土・日・祝日は除く

▼受付場所 通知書に記載

母子・父子家庭受給者証の更新

10月中旬に該当者に案内します。

いっしょの健康について考えてみよう

岡健康介護課
TEL 22-683

現在、国をあげて自殺対策に取り組んでいます。今もなお年間約2万人が自殺で亡くなっていることから、山県市では平成30年度に自殺対策計画を策定し取り組んでいます。その中でも、各種相談窓口を掲載したチラシを作成し配布するなど周知を行っています。

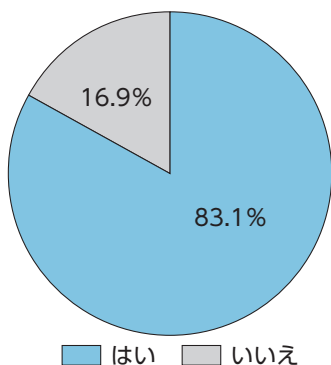
市では令和元年9月に「健康に関する意識調査」を実施しました。その中で「あなたは悩んだ時に誰かに相談しようと思いますか」という質問で、約3割の人が「相談しようと思わない」という結果が出ました。

また、「あなたは悩んだ時に相談したいと思える人はいいますか」という質問では、約2割の人が「相談したいと思える人はいない」という結果でした。このことから悩んでいる自分から相談できない人がいることが分かります。

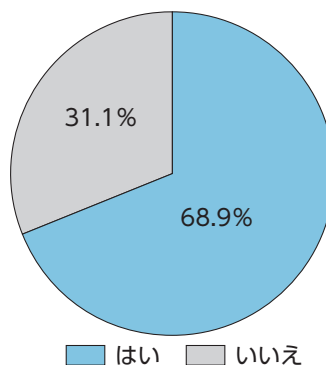
そこで、市では子どもの頃から悩んだ時に誰かに相談することの大切さを伝えるために、昨年度から「SOSの出し方授業」を実施しています。（1ページを参照）

また、大人になると自分から悩みを打ちあけることが難しくなるため、周りに気をつけてくれる人を増やすことで相談につなげられるようゲートキーパー研修を実施します。

Q. あなたは悩んだ時に相談したいと思える人はいいますか



Q. あなたは悩んだ時に誰かに相談しようと思いますか



相談窓口

市役所			その他		
悩みごと	窓口	連絡先	悩みごと	窓口	連絡先
借金・契約トラブル	市民環境課	TEL22-6828	こころの悩み	岐阜県精神保健福祉センター	TEL058-231-9724
生活困窮・ひきこもり	福祉課	TEL22-6837		岐阜いのちの電話	TEL058-277-4343
いじめ・学業	学校教育課	TEL22-6844		岐阜保健所	TEL058-380-3004
配偶者暴力・子育て・児童虐待	子育て支援課	TEL22-6839			
健康・介護	健康介護課	TEL22-6838			

大切な人のいのちを守るために
ゲートキーパー研修受講者募集

ゲートキーパーとは「命の門番」を意味しており、悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る人のことを言います。特別な資格がある訳ではなく、考え方を理解してもらい実行してもらうだけでなれます。

人とのつながりが薄れがちな昨今ですが、周りの大切な人のためにできることはどんなことか、話を聞いてみませんか。

▼日時 9月26日(土)
13時30分～15時

▼場所 保健福祉ふれあいセンター

▼参加費 無料

▼対象 市民(定員30人)

▼申込期限 9月18日(金)

▼申込先 健康介護課

TEL 22-6872

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更する可能性があります。

